

令和5年度 学校安全指導全体計画

学校教育目標

多摩市立西落合小学校

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

東京都教育委員会の教育目標
多摩市教育委員会の教育目標

憲法・教育基本法の精神を尊重し、自主性と創造性に富み、平和的な国家及び社会の形成者として、人間性豊かで、思いやりのある、心身共に健康な児童を育成する。

◎考える子 ○助け合う子 ○元気な子

児童の実態
保護者の願い
地域社会の願い
教師の願い

学校環境の実態

学校経営方針

人権教育を基盤として、「ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好で満たされている状態)」を高め、児童の自律的な学習・生活態度の育成を目指し、学校・学年・学級経営を充実させ、児童自らがよりよく生きる力を伸ばす教育活動を展開する。

安全指導目標

- ・校内、学校生活における安全に必要な知識、態度、技能を身に付けさせる。
- ・安全に行動できる態度や能力の習慣化を図る。
- ・地域社会の安全に目を向けるとともに、自然災害の危険を予測し回避する能力を身に付けさせる。

安全指導	家庭地域との連携	安全管理	災害安全
・校内、学校生活における必要な事柄を理解し、日常生活に生かし、安全な行動を心掛ける。 ・さわやかタイムによる学級指導 ・学校安全、体育的行事における指導(避難訓練、交通安全教室、セーフティ教室) ・長期休業前の指導 ・その他の特別活動における指導、校外安全指導(通学、交通公園) ・個別的な安全指導 ・安全教育プログラムの活用 ・安全指導月別計画、避難訓練計画	・青少協と共催で小中合同事業 ・PTCA防災委員会及びサポートスタッフによる通学路点検 ・PTCA防災委員会及びサポートスタッフによる登下校時の見守り ・PTCA防災委員会及びこども100番による学校行事での校内パトロール ・保護者による集団下校の迎え ・地域安全マップの作成・利用 ・防災引き取り訓練 ・緊急時の連絡 ・不審者情報配信 ・不審者情報文書配布 ・「SNS西落合小学校ルール」を生かした「SNS家庭ルール」の啓発	・児童の学習、生活環境の安全性の確保及び維持 ・定期及び臨時安全点検と事後措置 ・通学路の見直し ・防災計画、防火設備点検 ・学校環境管理 ・毎月の安全点検	・地震や火災時における「おかしもち」の大切さや適切な行動ができるように指導を徹底する。 ・火災防止と火災発生時における安全について指導を徹底する。 ・学校、自宅周辺の危険箇所を理解する。 ・屋内外の点検と災害に対する備えを徹底する。 ・避難所としての役割を理解するとともに、地域と防災活動の連携を深める。 ・「東京防災」「東京マイ・タイムライン」「防災ノート～災害と安全～」 「3. 11を忘れない」を活用し、児童が自ら防災アクションが実行できるよう、意図的・計画的に指導する。

教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	
			学級活動	行事 児童会活動 クラブ活動 縦割り班
学習を通して、安全に対する知識や技能を習得する。 (用具や器具の安全な使い方等)	安全な生活を送るために必要な規範意識や道徳的判断力・態度を養う。	安全について自己の課題に気づき、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。	自他の生命を尊重し、日常生活を安全に過ごすために必要な事柄を習得する。	自発的、自治的実践活動を通して、安全な行動や規律ある集団行動を体得させる。